

審 第 2 9 0 0 号
答 申 第 2 6 5 号
令和3年3月25日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（地域）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第235号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定（平成29年12月22日付け地域発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け地域発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求 1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 車両損壊罪、窃盗罪 2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 不法侵入罪、不退去罪、業務妨害罪」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県警察本部地域部地域課（以下「地域課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「苦情受理票（苦情番号〇〇号）について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、平成29年12月22日付けで本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」又は「公安委員会」という。）に対し、平成30年3月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（地域）発第〇〇号で審議会に諮問した。
- (5) なお、実施機関は、本件決定以外に千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）、千葉県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）、千葉県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）又は〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定し、それぞれ自己情報開示決定又は自己情報部分開示決定をしており、こ

これらの決定についても、一部の決定を除いて、審査請求人は、審査請求を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

処分を取消し可及的速やかに全部開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

苦情受理（苦情番号〇〇号）後に関することが全く不明である。
開示されていない。

当方の被害届不受理理由が開示されていない。全く不明である。

〇〇署刑事課職員の被害届不受理に対する開示がされていない。

①「塀が無いから不法侵入にならない」

②「相手には来所する正当な理由があるから不退去罪にならない」

③当方の被った被害の聞き取り、現場検証、証拠検証が開示されていない。

④犯罪捜査規範第61条1項における開示がされていない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件文書の特定

請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める個人情報、本件文書と特定した。

(2) 不開示部分及びその理由

ア 送付書の決裁欄の係長の印影等

送付書（地域課長宛て）の決裁欄の係長の印影及び本件照会先の氏名、送付書（〇〇警察署長及び刑事総務課長宛て）の本件照会先の氏名並びに苦情処理票の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であって、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

イ 送付書の本件照会先等の警電番号

送付書（地域課長宛て）の本件照会先、送付書（〇〇警察署長及び刑事総務課長宛て）の本件照会先及び苦情処理票の受理者欄の警電番号は、一般には公にしている警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務

の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

(3) 苦情の性質

ア 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

イ 苦情の受理

苦情を受理した場合には、公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

ウ 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を經由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を公安委員会や実施機関に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

エ 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

(4) 本件決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

ア 送付書の本件照会先の氏名等

送付書（地域課長宛て）の決裁欄の係長の印影及び本件照会先の氏名、送付書（〇〇警察署長及び刑事総務課長宛て）の本件照会先の氏名並びに苦情処理票の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれも同号ただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書該当性について検討する。

上記文書において同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しないから、同号ただし書イには該当しない。

本件の開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する

る情報や審査請求人の申立てへの対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められないから、同号ただし書口には該当しない。

上記文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

上記文書に係る第三者の情報を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく、請求人と第三者の利害が共通している立場にあるとは言えないから、同号ただし書ニには該当しない。

イ 送付書の本件照会先等の警電番号

送付書（地域課長宛て）の本件照会先、送付書（〇〇警察署長及び刑事総務課長宛て）の本件照会先及び苦情受理票の受理者欄の警電番号について、警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報であるから、開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、苦情申立後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、実施機関は本件開示請求時点で作成されている文書について検索を行い、本件文書を特定していることから、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3のとおり、苦情受理後に関する事等が不明である等を理由として、処分を取り消し、全部開示するように求めている。これは、審査請求人が被害について相談した件につき、本件文書以外に、地域課が保有する行政文書が存在し、そこに自己の個人情報が記録されてい

るとの主張であり、また、不開示部分を不開示にする理由がないとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 本文書について

本文書は、審査請求人が広報県民課の広聴係に電話で行った相談について、広報県民課から地域課に宛てて参考送付された行政文書であり、「苦情受理票（苦情番号〇〇号）について」（広報県民課長発、地域課長宛て平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡）（以下「本件事務連絡」という。）、「苦情受理票（苦情番号〇〇号）について」（広報県民課長発、〇〇警察署長・刑事総務課長宛て、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号）（以下「本件依頼通知」という。）及び苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」（受理番号〇〇号）（以下「本件苦情受理票」という。）から構成されていると認められる。

(3) 個人情報の特定の妥当性について

ア 本件開示請求に係る相談について

本件開示請求に係り実施機関が開示し、又は部分開示した個人情報を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で求める個人情報の内容として記載する被害（以下「本件被害」という。）に係り審査請求人が〇〇警察署又は千葉県警察本部に対して行った相談には、次に掲げるものがあると認められる。

- ① 警察相談票「業者の訪問について事件として扱って欲しい（本部来訪）」（平成〇〇年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談1」という。）
- ② 警察相談票「以前相談した件で被害届を出したいので担当者が知りたい」（同年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談2」という。）
- ③ 苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」（受理番号〇〇号）（同年〇〇月〇〇日受理、広報県民課広聴係）に係る相談（以下「本件相談3」という。）
- ④ 「苦情申立書」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談4」という。）
- ⑤ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談5」という。）
- ⑥ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談6」という。）

イ 個人情報の特定について

本文書は、本件相談3に係り、地域課が広報県民課から收受した行政文書である。

審議会で見分したところ、本件相談 1 から 6 までについて、地域課で受け付けた相談はなく、また、地域課が関係所属となっているものはないと認められる。

また、本件文書以外に、本件相談 1 から 6 までに係り、地域課に発出された行政文書は認められず、本件文書についても、参考を送付されたものであり、地域課においてその後、何ら処理を行っていないものと認められる。

さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報であって地域課で保有するものは存在しないことが確認された。

よって、実施機関が、本件決定において地域課が保有する本件開示請求に係る個人情報として本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も見受けられない。

(4) 不開示情報該当性について

前記 4 (2) に記載のとおり、実施機関は、条例第 17 条第 2 号又は第 6 号に該当することを理由として、それぞれの個人情報を不開示にしたものと認められる。

実施機関は、前記 4 (6) に記載のとおり、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

ア 本件氏名等

(ア) 実施機関は、本件事務連絡の決裁欄の係長の印影及び本件照会先の

氏名、本件依頼通知の本件照会先の氏名並びに本件苦情受理票の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名（以下「本件氏名等」という。）

については、条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件氏名等は、実施機関の職員の氏名又は実施機関の職員の姓を刻した印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

(ウ) そして、本件氏名等については、当該職員が警察職員規則で定める警部補以下の職員であることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(エ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、本件氏名等は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

(オ) よって、本件氏名等は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件照会先等の警電番号

(ア) 実施機関は、本件事務連絡及び本件依頼通知の本件照会先の警電番号並びに本件苦情受理票の受理者欄の警電番号（以下「本件警電番号」という。）について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、本件警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) よって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(5) 決定期間の延長について

さらに、審議会で見分したところ、実施機関は、他の関係所属が保有する個人情報に係る決定については、決定期間を延長する旨を通知しているとはいえ、本件決定について決定期間を延長する旨を通知していないことが認められた。今後は、決定期間を延長する旨を通知することが望ましい。

(6) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理

令和 2年 9月23日	審議（令和2年度第4回第2部会）
令和 2年10月26日	審議（令和2年度第5回第2部会）
令和 2年11月26日	審議（令和2年度第6回第2部会）
令和 2年12月21日	審議（令和2年度第7回第2部会）
令和 3年 1月25日	審議（令和2年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者